遺産分割に関する見直し

遺産共有関係の解消の必要性

- 相続が開始して、相続人が複数いると、遺産(相続財産)に属する土地や建物、動産、預金などの財産は、原則として相続人により共有(遺産共有)される(現民法898参照)。
 - 遺産共有関係にあると、各相続人の持分権が互いに制約し合う関係に立ち、遺産の管理に支障を来す事態が生ずる。
 - ・ 遺産分割がされないまま相続が繰り返されて**多数の相続人による遺産共有関係**となると、遺産の管理・処分が困難になる。このような状態の下で相続人の一部が所在不明になり、所有者不明土地が生ずることも少なくない。
 - ▶ 遺産共有関係は、本来、遺産分割により速やかに解消されるべき暫定的なもの
 - ▶ 遺産分割による遺産共有関係の解消は、所有者不明土地の発生予防の観点からも重要

改正の概要

- ・ 具体的相続分による遺産分割に時的限界を設けることによる遺産共有関係の解消の促進・円滑化(新民法904の3→P46)
- ・ 相続開始後長期間が経過し、通常共有持分と遺産共有持分が併存する場合の分割方法の合理化(新民法258の2→P48)
- ・ 相続開始後長期間が経過し、相続人の所在等が不明な場合の不動産の遺産共有持分の取得方法等の合理化

(新民法262の2、262の3→P49)

遺産分割 遺産共有の解消方法(民法906以下)

- ・遺産分割協議(合意)又は家庭裁判所の遺産分割審判・調停による。
- ・遺産分割の基準は、法定相続分又は指定相続分ではなく、具体的相続分の割合による。

法定相続分 民法であらかじめ定められている画一的な割合 ex.配偶者と子(2人)が相続人…配偶者1/2、子1/4ずつ

指定相続分 遺言により被相続人等が指定した割合

具体的相続分 法定相続分・指定相続分を事案ごとに下記の方法で修正して算出する割合

- ○個々の相続人の具体的相続分 = (①みなし相続財産の価額(相続財産の価額+特別受益の総額-寄与分の総額)×②法定相続分又は 指定相続分)-③個々の相続人の特別受益(生前贈与等)の価額+④個々の相続人の寄与分の価額
- ○具体的相続分の割合(具体的相続分率)
 - = 各相続人の具体的相続分の価額の総額を分母とし、各相続人の具体的相続分の価額を分子とする割合

具体的相続分による遺産分割の時的限界①

問題の所在

- 具体的相続分の割合による遺産分割を求めることについては、**時的制限がなく**、長期間放置をしていても具体的相続分の割合による 遺産分割を希望する相続人に**不利益が生じない**。
 - →相続人が早期に遺産分割の請求をすることについてインセンティブが働きにくい。
- 相続開始後遺産分割がないまま長期間が経過すると、生前贈与や寄与分に関する<mark>書証等が散逸</mark>し、関係者の記憶も薄れる。
 - →長期間が経過すると、具体的相続分の算定が困難になり、**遺産分割の支障となるおそれ**がある。

改正法

【原則】

相続開始(被相続人の死亡)時から**10年を経過した後**にする遺産分割は、**具体的相続分ではなく、法定相続分(又は指定相続分)**による。(新民法904の3)

【例外】(引き続き具体的相続分により分割)

- ① 10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求を したとき
- ② 10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由(※)が相続人にあった場合において、当該事由消滅時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき
 - ※ 被相続人が遭難して死亡していたが、その事実が確認できず、遺産分割請求をすることができなかったなど。

10年経過後の法律関係

○分割方法は遺産分割

10年経過により分割基準は法定相続分等となるが、分割方法は基本的に**遺産分割**であって、共有物分割ではない。

【分割基準以外の遺産分割の特徴】

- ・裁判手続は家庭裁判所の管轄
- ・遺産全体の一括分割が可能
- ・遺産の種類・性質、各相続人の状況等の**一切の事情を考慮**して 分配(民法906)
- ・配偶者居住権の設定も可能
- ○具体的相続分による遺産分割の合意は可能

10年が経過し、法定相続分等による分割を求めることができるにもかかわらず、相続人全員が具体的相続分による遺産分割をすることに合意したケースでは、具体的相続分による遺産分割が可能

-)具体的相続分による分割を求める相続人に早期の遺産分割請求を促す効果を期待
-) 具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な割合である法定相続分を基準として円滑に分割を行うことが可能になる

具体的相続分による遺産分割の時的限界②(経過措置)

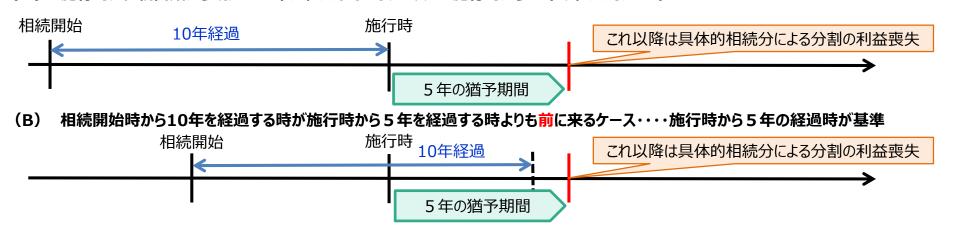
改正法の施行日前に相続が開始した場合の遺産分割の取扱い

- 改正法の施行日前に被相続人が死亡した場合の遺産分割についても、新法のルールを適用(改正法附則3)
- ただし、経過措置により、**少なくとも施行時から5年の猶予期間**を設ける。

【相続開始時から10年を経過していても、具体的相続分により分割する場合】

- ① 相続開始時から10年経過時又は改正法施行時から5年経過時のいずれか遅い時までに、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき
- ② 相続開始時からの10年の期間(<mark>相続開始時からの10年の期間の満了後に改正法施行時からの5年の期間が満了する場合には、改正法</mark> <mark>施行時からの5年の期間)</mark>満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由が相続人にあった場合に、当該事由消 滅時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき。

(A) 施行時に相続開始から既に10年が経過しているケース・・・施行時から5年の経過時が基準



(C) 相続開始時から10年を経過する時が施行時から5年を経過する時よりも後に来るケース・・・相続開始時から10年の経過時が基準



遺産共有と通常共有が併存している場合の特則

問題の所在

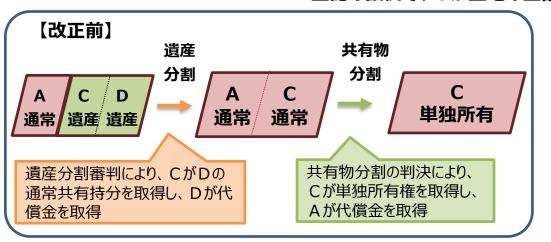
(設例)土地共有者A・BのうちBが死亡し、CとDが相続をしたケース→通常共有持分(A)と遺産共有持分(C・D)が併存

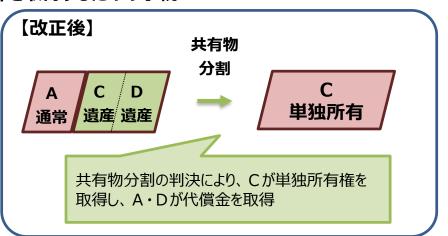
- 現行法では、遺産共有と通常共有が併存する共有関係を裁判で解消するには、通常共有持分と遺産共有持分との間の解消は共有 物分割手続で、遺産共有持分間の解消は遺産分割手続で、別個に実施しなければならず、一元的処理を可能とする必要がある。
 - (隘路) 遺産分割には固有の利点(具体的相続分の割合による分割の利益、遺産全体の一括分割が可能など)があり、相続人に<mark>遺産分割をする機会を保障する必要</mark>
- ⇒ 遺産分割の機会が確保され、かつ、具体的相続分を考慮する必要がない状態であれば、共有物分割手続による一元的処理 も可能

改正法

- 遺産共有と通常共有が併存する場合において、**相続開始時から10年を経過**したときは、**遺産共有関係の解消も**地方裁判所等の **共有物分割訴訟において実施することを可能とする**(不動産に限らず、共有物一般が対象)(新民法258の2 II、III)
 - ※ 共有物分割をする際の遺産共有持分の解消は、具体的相続分ではなく法定相続分又は指定相続分が基準(新民法898 Ⅱ) ただし、被告である相続人が遺産共有の解消を共有物分割において実施することに異議申出をしたときは、不可
- ※ 異議申出は、①遺産分割請求がされていることを前提に、②相続人が共有物分割訴訟の請求があったとの通知(=訴状の送達)を受けた日から2か月以内にする必要
- ※ 10年経過前や異議申出があったケースでは、現行法と同じく、別個に手続をとる必要

上記の設例で、Cが土地の全部を取得するための手続





不明相続人の不動産の持分取得・譲渡

問題の所在

相続により不動産が遺産共有状態となったが**相続人の中に所在等が不明な者がいるケース**でも、所在等不明相続人との不動産の共有関係を解消するため、その持分の取得・譲渡(新民法262の2、262の3)を可能とする必要

(隘路1)遺産分割には固有の利点(具体的相続分の割合による分割の利益、不動産に限らない遺産全体の一括分割が可能など)があり、相続人に 遺産分割をする機会を保障する必要

(隘路2) 持分取得・譲渡制度の利用の前提となる供託金の額を具体的相続分を基に算定することは困難

- ⇒ 相続開始時から10年の期間があれば、遺産分割の機会は保障されている。
- ⇒ 相続開始時から10年が経過すれば、遺産分割の基準は原則として法定相続分等となることから、供託金の額も法定相続分等を **基に算定**することが可能になる(遺産分割請求ができないやむを得ない事由がある場合については、異議の届出の仕組み等で対応)。

改正法

共有者(相続人を含む。)は、<mark>相続開始時から10年を経過</mark>したときに限り、持分取得・譲渡制度により、所在等不明相続人との共有関係を解消することができる。

- ① 共有者は、<mark>裁判所の決定</mark>を得て、所在等不明相続人(氏名等不特定を含む)の不動産の持分を、その価額に相当する額の金銭の供託をした上で、**取得**することができる(新民法262の2Ⅲ)
- ② 共有者は、裁判所の決定を得て、所在等不明相続人以外の共有者全員により、所在等不明相続人の不動産の持分を含む不動産の全体を、所在等不明相続人の持分の価額に相当する額の金銭の供託をした上で、譲渡することができる(新民法262の3 II)
- ※ 異議届出期間満了前に家庭裁判所に**遺産分割の請求がされ、異議の届出**があれば、**遺産分割手続が優先**され、持分取得の裁判の申立ては却下 (例)相続人が、やむを得ない事由があることを理由に、具体的相続分による遺産の分割を求めて遺産分割の請求を行い、異議の届出をしたケースなど
- ※ 共有者が取得する所在等不明相続人の不動産の持分の割合、**所在等不明相続人に対して支払うべき対価(供託金の額)**は、具体的相続分ではなく、**法定相続分又は指定相続分を基準**とする(新民法898 II)。
- ※ 相続開始時から10年が経過する前でも、所在等不明相続人の土地・建物の持分につき、**所有者不明土地・建物管理人**を選任することは可能